

那須塩原市企管告示第22号

指定公金事務取扱者の告示について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年12月9日

那須塩原市水道事業管理者那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 指定した者の名称

株式会社日本ウォーターテックス
代表取締役 佐藤亮

2 指定した者の事務所の所在地

埼玉県幸手市緑台一丁目19番11号

3 公金事務の内容

那須塩原市水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務

4 指定公金事務取扱者指定の日

令和7年12月9日

5 委託した公金事務の開始日

令和7年12月10日